

# 上越市雪中貯蔵施設

# キノハ

# ★短期・長期を問わず、お気軽にご利用ください★









雪室(雪中貯蔵庫)は、室温0℃、湿度100%に近い貯蔵環境であるため、多くの農産物の鮮度 保持に有効であると言われています。

農産物は季節によって価格が変動しますが、収穫時に大量に生産された農産物を雪室で貯蔵する

ことにより鮮度を保ちつつ、出荷時期を調整 (果実等の追熱を含む) することもできます。 また、酒や味噌、醤油などの醸造品を雪室特有の低温環境で貯蔵することにより、ほどよく熟成 が進み、マイルドに仕上がると言われています。

雪室の活用は、脱炭素社会に向けた取り組みの一つとなるもので、CO2排出の削減を目指す SDGs (持続可能な開発目標)の達成に貢献できます。

#### 主な農産物の雪中貯蔵の適正

貯蔵品目	雪中貯蔵 適正評価	雪中貯蔵の適正性とポイント、注意点
*	©	冷蔵庫貯蔵に比べ、粘り、甘みが増す傾向がある。また、収穫時の鮮度が保持される。保存中の湿度及び雪室で貯蔵した米を出庫する場合は、結露に注意する。
そば	©	雪室は湿度が高いため、貯蔵の際の包装資材は湿気を遮断する資材(ポリエチレンなど)を使用し、完全に密封した状態とする。雪室出庫直後から結露が生じるので、製粉する場合は完全に室温に戻してから開封する。
キャベツ	©	貯蔵により食味が増す。甘みが増し歯切れが良くなる。貯蔵期間は、夏どり青果用20~21日、冬どり青果用25~45日、加工用100日程度が目安。積み重ねると腐敗しやすいため、できるだけ間隔をとって貯蔵する。
にんじん	©	貯蔵により食味が増す。貯蔵期間は、夏どり青果42~86日、加工用126~132日、越冬どり用21日。成長点を切除して貯蔵する。
味噌	©	発酵過程が終わり、若い味噌の熟成過程において、低温で貯蔵することで旨味成分のアミノ酸含有量の向上が期待できる。半年以上貯蔵すると食味が向上する。
日本酒	©	雪中貯蔵を3か月行った調査結果では、生老香(なまひねか)の発生を抑える効果があった。消費者の嗜好の高まりを受け、5℃以下で長期貯蔵した「雪中熟成酒」の取組も行われている。

<sup>※</sup> 平成23~25年度に実施した上越市新エネルギー普及促進事業報告書から引用しています。

# 雪中貯蔵施設「ユキノハコ」利用のきまり

安塚区樽田にある雪中貯蔵施設「ユキノハコ」のご利用に当たっては、以下の決まりをお守りくだ さるようお願いいたします。

## ① 利用申込について

#### 利用申請書の提出

- 貯蔵を希望される方は、事前に利用申請書に必要事項を記入し、浦川原区総合事務所産業 グループへ提出してください。
  - ※ 利用申請書は利用希望日の5日前までに提出をお願いします。
- 使用料は前金払いです。使用決定通知書に同封した納入通知書により、納入期限までに指定金融機関で期日までに納入してください。なお、1か月に満たない場合は、日割り計算となります。
- 利用申請書の情報を確認し、利用するパレット・かご台車の配置等を決定します。品物によっては、貯蔵に適した梱包をお願いする場合があります。

## ② 貯蔵について

#### 一 搬入・搬出作業について

- 搬入・搬出時は、防熱扉を解放したまま作業せず、必ず閉めてから作業してください。 (雪室の貯蔵環境を維持するためご協力ください)
- パレット、かご台車は指定された場所に配置してください。
- パレットでの搬入・搬出はフォークリフト、ハンドパレットトラックを貸し出しします ので、各自で対応してください。
- フォークリフトの利用は、有資格者に限ります。自己責任のもと、施設内の環境に配慮し運転してください。
- フォークリフト運転中の商品の破損、事故等の損害が生じた場合は、当該利用者の自己 責任と費用において解決し、その責任は上越市で負いません。
- 施設の利用は、雪だるま物産館の営業日の午前8時30分から午後5時30分までとなります。(雪だるま物産館の休日は、毎週月曜日(月曜が休日の場合は、火曜日)です。)

## ③ 貯蔵品について

- ① 発酵食品(味噌、漬物、酒粕等)の梱包はできるだけ密封し、においが流出しないようにしてください。
- ② 申請書に記入した品物以外を貯蔵する場合は、事前に雪だるま物産館、あるいは浦川原区 総合事務所産業グループまでご連絡ください。
- ③ 貯蔵品に変化(劣化、破損等)が見られた場合、至急雪だるま物産館、あるいは浦川原区 総合事務所産業グループまで状況を報告し、指示を仰いでください。

# ④ 利用料金について

単位	使用料	貯蔵量(目安)
パレット1個につき	農業生産者 2,750円/月 事 業 者 5,500円/月	米袋(30kg)×35袋
かご台車1台につき	農業生産者 1,650円/月 事 業 者 3,300円/月	野菜コンテナ10個(約200kg)

# ⑤ 問合せ先

上越市浦川原区総合事務所 産業グループ TEL 025-599-2302 FAX 025-599-2225 農林水産部 農村振興課 管理係 TEL 025-520-5752 FAX 025-526-6185申請書様式(ダウンロード先)

https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/joetsu-agri-portal/yukimuro-riyou.html